

船舶インシデント調査報告書

令和5年5月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和4年8月31日 13時10分ごろ
発生場所	千葉県千葉港葛南西部地区市川水路 千葉市稲毛ヨットハーバー灯台から真方位287° 4.4海里付近 (概位 北緯35° 38.5′ 東経139° 58.2′)
インシデントの概要	ロールオン・ロールオフ貨物船 ^{ろくりゅう} 緑隆丸は、南南東進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和4年10月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ロールオン・ロールオフ貨物船 緑隆丸、5,199トン
船舶番号、船舶所有者等	135562、あすか汽船有限会社
乗組員等に関する情報	船長、二級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮高 約62cm、潮汐 低潮期
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、積荷の目的で千葉港葛南西部地区市川水路（以下「本件水路」という。）を南南東進中、本件水路西側の浅所に座洲した。</p> <p>船長は、主機を停止し、船内外の異常の有無の点検及びバラスタタンク等の計測をしたところ異常は見られず、本船が自力で離洲した後、千葉港葛南中央地区南方沖に投錨し、海上保安庁に本インシデントの発生を通報した。</p> <p>本船の喫水は、船首尾共に約4.7mであった。</p> <p>船長は、千葉港市川第1号灯浮標を通過後、右舵を取って神奈川県川崎市扇島方面に向かう予定であったが、同灯浮標と千葉港市川第3号灯浮標とを見間違え、千葉港市川第3号灯浮標を通過後に右舵を取っていた。</p> <p>船長は、何度も本件水路を航行したことがあり、慣れた水路であったので、本船の位置をレーダーで確認せずに目視のみで航行していた。</p>
分析	本船は、船長が、何度も航行経験のある本件水路を南南東進中、本船の位置を目視のみで確認しながら航行を続け、千葉港市川第3号灯浮標を千葉港市川第1号灯浮標と思い、千葉港市川第3号灯浮標を通過後に右舵を取ったことから、本件水路を外れ、浅所に座洲したものと考えられる。

原因	本インシデントは、本船が、船長が何度も航行経験のある本件水路を南南東進中、本船の位置を目視のみで確認しながら航行を続け、千葉港市川第3号灯浮標を千葉港市川第1号灯浮標と思い、千葉港市川第3号灯浮標を通過後に右舵を取ったため、本件水路を外れ、浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、慣れた航路を航行する場合であっても、レーダーを使用して自船の位置を正確に把握し、浅所に近づかないようにすること。・ 船長は、出航する際、自船の航海計画を再確認し、変針場所を正確に把握しておくこと。